

8月定例会議会における議案に対する意見募集

No.5 ブロック塀等安全対策事業費について

今回の予算は、地震などの災害時にブロック塀等が倒壊し、人に危害が及んだり、避難の妨げになることを防止するため、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対して、撤去に必要な工事費（処分費を含む）の一部の補助を行うためのものです。今回の事業に対する意見を募集します。

1. 目的

地震などの災害時にブロック塀等が倒壊し、人に危害が及んだり、避難の妨げになることを防止するため、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対して、撤去に必要な工事費（処分費を含む）の一部の補助を行う。

2. 内容

事業2年目になるブロック塀等撤去費補助事業の交付申請が当初の見込みを上回るため、増額補正を行う。

	当初	補正	補正後
ブロック塀等撤去費補助事業	6,000千円	16,000千円	22,000千円

【補助対象】

- ・ 建築基準法の規定に適合していないブロック塀等（例：高さ2.2m超、控え壁なし等）
- ・ ひび割れ、傾斜などにより倒壊の危険性が高いブロック塀等

【補助額】

次の①、②のうち、少ない額の1/2（上限20万円）を補助する。

- ①撤去に要した費用
- ②延長1メートル当たり1万円を乗じて得た額

【補助実績】

平成30年度(10月開始)						令和元年度			
10月	11月	12月	1月	2月	計	4月	5月	6月	計
3	18	30	13	16	80	21	29	27	77

3. 補正予算額

16,000千円（財源内訳）一般財源 16,000千円

